

宮崎県立看護大学遠隔授業  
に関するガイドライン  
(教職員用)  
【Ver1.0】

令和2年7月1日

教務委員会

遠隔授業検討部会

# 目次

---

はじめに .....	- 1 -
1. 定義 .....	- 1 -
2. 制度上の位置づけ .....	- 3 -
3. 遠隔授業の特徴及び実施方法 .....	- 4 -
(1) 基本事項 .....	- 4 -
(2) 同時双方向型授業について .....	- 5 -
(3) 動画配信型授業について .....	- 6 -
(4) 資料配信型授業について .....	- 7 -
(5) 自主学習中心型授業について .....	- 7 -
(6) 学習管理システム（LMS : Learning Management System） .....	- 8 -
(7) ガイダンスの実施 .....	- 8 -
(8) 実施の場所と時間 .....	- 9 -
4. 遠隔授業の留意事項 .....	- 9 -
(1) 留意事項 .....	- 9 -
5. 成績評価 .....	- 12 -
(1) 出欠確認 .....	- 12 -
(2) 評価の方法 .....	- 12 -
6. 学生の環境整備について .....	- 13 -
(1) インターネット環境の準備 .....	- 13 -
(2) 学生への留意事項の周知 .....	- 13 -
(3) 通信環境が整わない学生への配慮 .....	- 14 -
7. その他 .....	- 14 -

## はじめに

教育におけるICTの利活用については、国の第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)において、求められているところである。

また、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大では、本学においても面接授業開始が延期となるなどの影響があり、今後第2波、第3波の到来が予測される中、登校が制限され面接授業が実施できない場合に備え、学生・教職員の健康と安全に配慮した対面方式によらない授業（以下、「遠隔授業」）という。が可能となるよう、対応を進めていく必要がある。

この度、宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）では、遠隔授業を実施する準備を整えた。遠隔授業は、新型コロナウイルス感染症の問題への対応としてだけではなく、大学における新しい学びの方法へのチャレンジとも位置付けられる。

本ガイドラインは、本学の教職員（非常勤講師、特別講師を含む。）が、授業の一部または全部に遠隔授業を導入する場合の指針及び留意事項を示したものである。

遠隔授業実施にあたっては、各教員が本ガイドライン及び関係法令に留意しながら実施することとする。

## 1. 定義

遠隔授業とは、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- ① 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの。
- ② 每回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解

答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

(平成13年文部省告示第51号)。

※「指導」とは、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること

①から④の類型を本学における遠隔授業と定義する。

遠隔授業は、①のように同時配信型の授業と②③④のように、学修時間を固定しないオンデマンド授業に分けられる。

#### ①同時双方向型授業

教員と学生がインターネットを介して繋がった状況で、「同時かつ双方向」(リアルタイム)に音声や動画で行う授業。

#### ②動画配信型授業

学生が、授業等の録画されたビデオを視聴し、終了後すみやかに十分な指導を行うとともに、メール等で質問や議論を行う授業。

#### ③資料配信型授業

ナレーション付きの講義資料(パワーポイント等)を視聴し、終了後すみやかに十分な指導を行うとともに、メール等で質問や議論を行う授業。

#### ④自主學習中心型授業

教科書、参考図書、講義資料による自習、課題研究などを中心として、終了後すみやかに十分な指導を行うとともに、メール等で質問や議論を行う授業。

## 2. 制度上の位置づけ

大学の通学課程の授業は、一般に、通期の授業科目として、「面接授業」と「遠隔授業」とに分けられ、通期の授業科目としての遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち 60 単位を超えない範囲で学則に定めた場合、その範囲で卒業要件に参入することができる。(大学設置基準第 25 条第 2 項)(学校教育法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号)

なお、面接授業の一部分だけを遠隔授業によって実施する場合、面接授業として取扱う(上限 60 単位までの範囲内に算定しない)。ただし、この場合には、授業科目全体が、主として面接授業として実施するもので、面接授業により得られる教育効果を有することが前提となる。

したがって、ある授業科目において、授業の多くが遠隔授業で行われ、面接授業の回数が極めて少ない場合は、面接授業が実施されたとはいえないで注意が必要となる。

### <新型コロナウイルスに対する対応>

新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部または一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合は、60 単位の上限に参入する必要はない。

ただし、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要がある。つまり、遠隔であっても所定の授業回数(もしくは授業相当の課題)を行うことが大前提となる。文部科学省の指針においても、授業回数(もしくは授業に相当する課題)を担保すべきことは明記されており、大学の認定基準にもかかわってくるので、遵守しなければならない。

その観点から以下の(1)～(4)に留意することが必要である。

- (1) 授業ごとに科目責任教員が作成する授業計画(シラバス等)の元に実施されていること。
- (2) 科目責任教員が、オンライン上での出席管理(リアクションの確認(点呼、チャット等)や、課題の提出状況を確認することなどにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること。

(3) 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること。

(4) 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の実施状況について把握していること。

なお、このことによる学則の変更は必要ない。

### 3. 遠隔授業の特徴及び実施方法

---

#### (1) 基本事項

面接授業に代えて、遠隔授業を行う場合は、面接授業に相当する学修を行う必要がある。

遠隔授業であっても、学則に示す授業時間数(講義15時間又は30時間の授業をもつて1単位、演習30時間の授業をもつて1単位など)を満たす必要がある。

どの方法を用いる場合も、各回の到達目標を明確にし、到達度を図り、フィードバックを行い双方向性を確保する。通常の授業とは異なる進め方であり、学生の不利益にならないよう授業実施、課題内容、出欠確認の方法など教員の創意工夫が求められる。

遠隔授業を実施するにあたっては、以下のような事項に配慮する。

- ・遠隔授業であっても、初回授業でガイダンスを行うなど、当該授業の到達目標、教材・課題に取り組むにあたっての留意点や必要や視点・観点等を示しておくとともに、最終授業では、試験や授業のまとめを行うなど、可能な限り面接授業を行うことが望ましい。
- ・双方向型授業では、授業中、教員と学生が互いに映像・音声等によるやり取りを行うなど、コミュニケーションを図る。
- ・学生の教員に対する質問の機会や学生同士の質問や議論の機会を確保する。
- ・画面では文字や画像が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をする。
- ・1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能だが、各授業の学修目標が達成できるように受講者数を考慮する。

- ・出欠の確認を行う。(ツールの利用、レポートなど 後述5.(1)を参照。)

## (2) 同時双方向型授業について

### 【特徴】

- ・「同時かつ双方向」が特徴
- ・教員の配信場所は問わない。自宅や研究室、スタジオでの配信も可能
- ・学生の履修場所は問わない。自宅や学内(講義室や情報処理室など)でも履修可能
- ・双方向を確認する方法(映像等)により、学生の学習の様子や反応を確認できる
- ・授業実施前に学生にURL等を知らせるなど、事前確認を行う必要がある
- ・あらかじめ決められた時間(時間割)に行う必要がある
- ・通信容量が多くなる

### 【実施の流れ】

開始前に、リハーサルを行う

1. 教員はTeamsで授業を設定する。
2. 教員は講義資料等を準備し学生に知らせる。
3. 学生の接続確認
4. 学生は指定の時間に参加する。質問があればチャットや発言を行う。
5. 教員は適宜画面切り替えなどを行い、講義を実施する。
6. 学生は課題等を提出する。
7. 教員は学生にフィードバックを行う。

同時双方向型授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について双方向の状態を保つことは法令上求められていない。例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、メール等による質疑応答等を行いつ

つ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせる、といった方法も考えられる。

同時双方向型授業実施にあたっては、講義者の他に補助者を配置することが望ましい。

### (3) 動画配信型授業について

#### 【特徴】

- ・「同時かつ双方向」ではない。オンデマンド授業である
- ・学生が自由な時間に修学可能である
- ・学生の質問の機会の確保と回答が必要である
- ・講義資料に合わせたナレーションをつける必要がある
- ・通信容量が多くなる

#### 【実施の流れ】

開始前に、リハーサルを行う

1. 教員は動画を撮影する。（小講義室などを利用）
2. 学生に動画を公開する。（Teams を利用）
3. 学生は動画を視聴し、学習する。
4. 学生は質問や課題をメール等で提出する。
5. それを受け教員はフィードバックを行う。

科目責任教員または授業担当教員等は、当該授業の終了後すみやかにインターネット利用、直接対面の機会を設けるなどの方法により、設問解答、添削指導、質疑応答、課題提出及びこれに対する助言等による十分な指導を合わせ行うことが必要である。

これらは、セメスター終了時期や全講義終了後にまとめてではなく、毎回の授業終了後に行う。映像だけ見せて終わりというものは、授業として認められない。

## (4) 資料配信型授業について

### 【特徴】

- ・「同時かつ双方向」ではない。オンデマンド授業である
- ・学生が自由な時間に修学可能である
- ・学生の質問の機会の確保と回答が必要である
- ・講義資料に合わせたナレーションをつける必要がある

### 【実施の流れ】

開始前に、リハーサルを行う

1. 教員は講義資料にナレーションなどを登録するとともに課題等を指示する。（使用ツールとしては、パワーポイントのナレーション機能など）
2. 学生は資料をダウンロードし学習する。
3. 学生は質問や課題をメール等で提出する。
4. それを受け教員はフィードバックする。

## (5) 自主学習中心型授業について

### 【特徴】

- ・「同時かつ双方向」ではない。オンデマンド授業である
- ・学生が自由な時間に修学可能である
- ・学生の質問の機会の確保と回答が必要である
- ・講義時間に見合う学習量を設定する必要がある

### 【実施の流れ】

1. 教員は講義資料、課題を指示する。
2. 学生は自主学習する。
3. 学生は質問や課題をメール等で提出

#### 4. それを受け教員はフィードバックする

※ 資料配信型授業、自主学習中心型授業については、講義資料や教科書等の該当ページを学生に送り、単に視聴させたり、読ませるだけでは不適切で、当該授業の目的やねらい、講義資料や教科書等を視聴したり、読むにあたっての留意点や、必要な視点・観点などをあわせて示すことにより、授業中に課すものに相当する学修とする必要がある。

### (6) 学習管理システム (LMS : Learning Management System)

LMS は、教材の提示、履修者と教員の双方向の連絡手段の設定など、遠隔授業を運用する上で必要な情報を統合管理するプラットフォームのことである。

本学では、LMS として、「Microsoft Teams」と「ActiveAcademy」を指定する。

それ以外の方法、手段を利用する場合、教務委員会に文書にて（様式任意）報告すること。ただし、無償のものに限る。

あわせて、大学として利用方法などの問い合わせには応じないので、科目責任者が責任を負うものとする。大学指定以外のツールを使用する場合、必ず学生から利用の同意をとり、利用者全員が最新版を利用し、プライバシーとセキュリティを確保した上で利用する。

このようなことをすべて行ったとしても、秘匿性を保つ必要があるものを共有することは絶対に避ける。また、大学指定以外のツールのアカウントの作成を強制したり、個人の SNS アカウントを利用させることは絶対に行わないこと。

また、遠隔授業実施にあたっては、原則として、本学のメールアドレス (@mpu.ac.jp ドメインのメールアドレス) を使用すること。

### (7) ガイダンスの実施

遠隔授業実施前には、学生にガイダンスを行い、操作方法や授業の目的、目標、教材・課題に取組むにあたっての留意点、講義計画、評価方法などを説明すること。また、通信環境確認と受講（操作）方法の確認などのためにリハーサル期間を設けること。

## (8) 実施の場所と時間

- ① 遠隔授業の配信・撮影を行う場所は、教室や研究室とする。ただし、状況によつては、自宅から行うことができるが、それ以外の場所では、原則、遠隔授業は行わない。
- ② 同時双方向型授業は、時間割で割り当てられた曜日・時限に実施する。
- ③ 同時双方向型授業は、前日までに授業開催に必要な情報を学生に取得させておくよう指示する。
- ④ 同時双方向型授業は、配信トラブル等が予想される。正当な理由により授業を受けられなかつた学生に対しては、代替措置（録画の配布や補講等）の検討を行う。
- ⑤ 動画配信型授業、資料配信型授業、自主学習中心型授業等については、学生が、当該セメスターの時間割で履修した曜日・時間には動画の閲覧、資料の取得が可能となるよう準備すること。ただし、学生には必ずしも当該時間割の時間帯でのアクセスが必須ではない旨を指導し、提出物等の提出期限を設定する際は、充分な猶予期間を設けるなど、できるだけ同時アクセスを避けるよう配慮すること。
- ⑥ メールやチャットを利用した学生との議論は、講義時間外に行っても構わないが、早朝(午前8時以前)、深夜(午後9時以降)及び休日の時間帯は避けること。
- ⑦ アクセスの集中等、不測の事態により、遠隔授業の実施そのものが困難になることや、学生側の環境が突発的に不安定になることも予想されるので、運用上の配慮をすること。

## 4. 遠隔授業の留意事項

### (1) 留意事項

#### 1) 学生への配慮

自宅での一人での学習は、面接授業に比べ学習へのモチベーションが下がりやすい。授業参加や課題提出が滞る受講生については面接授業以上に注視・対応をしなければならない。加えて、学生の受信環境や生活スタイルが多様であるため、柔軟な対応が必要となる。大量のドロップアウトが生じる事態を回避するためにも、可能な限りサポートティブな対応を行う。遠隔授業が続く学生のストレス・健康への配慮も必要

である。情報機器を使って実施する授業においては、1時間ごとに10～15分の小休憩を入れる等工夫する。

## 2) 障がいのある学生への配慮

遠隔授業では、面接授業以上に障がいのある学生への配慮が必要である。例えば、アクセシビリティに配慮した資料の作成、動画撮影・配信時にマスクをはずすなど、合理的配慮を行うことが必要となる。

個別の障がいのある学生への配慮内容については、障がい学生支援委員会と連携する。

## 3) メールアドレスの間違い等による外部への情報の流出防止

4) 学生のプライバシーの保護（例：意図しない形で学生同士の個人情報や連絡先が共有されないための配慮など）

5) PCを所有していない（スマートフォンのみを所有）学生への配慮（例：画面サイズが小さい場合における可読性の確保など）

6) 学生側の通信量の負担軽減（例：提供資料の容量の圧縮など）

同時双方向型授業において、講義中、カメラや画像・動画等を流すと通信量は多くなります。不要なカメラはオフにすることにより、通信料を減らせるといわれています。

90分すべてを遠隔授業とする必要はありません。学生が課題に取組む時間などは、配信を止めたり、カメラをオフにする、時間を授業の最後に持ってくるなど工夫が必要です。

## 7) 著作権と個人情報

遠隔授業を取扱う上で著作権や個人情報については、通常授業より留意すること。

平成 30 年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、令和 2 年 4 月 28 日から施行され、本学は文化庁指定管理団体に申し込んでおり、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や教材を送信できる。

ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合、はこの制度が適用されない（許諾が必要になる）ため、注意が必要である。例えば、ドリルやワークブックなど学生が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信するような場合が該当する。

なお、資料作成の際は、授業で使用する際は必ずしも「出所の明示」は必要ないが、慣行があるときは「出所の明示」をすること(著作権法第 48 条第 1 項第 3 号)(著作権法第 35 条)

#### 【新型コロナウイルス対応】

令和 2 年度に限り補償金は無償(0 円)であるが、令和 3 年度以降は有償となっているため、検討が必要。

#### 8) 学則への記載

主として遠隔授業を行う場合、学則変更が必要となる。

#### 9) シラバスへの記載

面接授業の一部分でも遠隔授業として実施する場合は、学生の履修登録の判断材料となるため、シラバスに記載するなど学生に周知を行うこと。

#### <新型コロナウイルスに対する措置>

新型コロナウイルス対応で遠隔授業を行う場合、基本的にシラバスの元に実施すること。やむを得ずシラバスの内容を変更する場合は、学生に十分説明するとともに、事務局に連絡すること。

特に、成績評価の方法に変更が生じる場合には、学生に確実に周知すること。

## 5. 成績評価

遠隔授業であっても、通常授業と同様に、学内の「成績評価規準・基準の明示と適切な成績評価の実施について」に基づき実施する。学修目的、目標（到達度）、学修方法、評価方法、評価規準・基準をシラバス等に明記し、学生に十分な説明を行うこと。

### （1）出欠確認

#### 1) 同時双方向型の場合

「Microsoft Teams」「ActiveAcademy」等を活用し、授業への参加確認や授業ごとに課題を課すことで、出欠と学修状況（到達度）を確認する。通信状況の不具合により学生が参加できない場合に備え、授業は録画し、学生が後日、視聴できるようにしておく。参加できなかった学生は、後日動画を視聴し、課題等を提出すれば授業参加と認めるなど配慮する。

#### 2) オンデマンド型の場合

「Microsoft Teams」「ActiveAcademy」等を活用し、アクセス履歴の確認（視聴やダウンロード、ActiveAcademy のアンケートフォームの利用等）や授業ごとに課題を課すことで、出欠と学修状況（到達度）を確認する。通信状況の不具合により学生が参加できない場合に備え、教材は一定期間保管し学生が後日、アクセスできるようにしておく。課題等を提出すれば授業参加と認めるなど配慮する。

### （2）評価の方法

試験は、筆記試験やオンラインテストを行う方法などがある。オンライン試験を実施する場合（会議システムを利用した口頭試問、回答フォームへの入力等）も筆記試験に相当する内容で行うこと。

具体的には、日時制限、実行回数の制限、制限時間等の設定、不正行為の防止などである。特に不正防止に関しては、「受験環境が多様」であり、「代理受験の防止」「カニング行為の防止」「試験問題の流出」等公平な試験実施への対策が十分にとれない恐れがある。また、受験できなかった場合の対応も定めておく必要がある。

このような状況から、登校が可能な時期に筆記試験を実施したり、筆記試験に限らず多様な評価方法を工夫する等の対策が必要である。

## 6. 学生の環境整備について

### (1) インターネット環境の準備

令和3年度入学生から、遠隔授業を行うため、PC 及びインターネット環境の準備を入学時にお願いすることとする。

遠隔授業実施にあたっては、毎年、アンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、状況に応じた、対応を行うようとする。

また、学生の通信環境や学内・地域の通信料等を踏まえ、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯を推奨するなど、工夫する。

#### <新型コロナウイルスに対する措置>

令和2年度入学生までは、入学時に PC 及びインターネット環境の準備を依頼していないが、「オンライン授業の実施に向けた準備について(令和2年4月23日付事務連絡)」で6月末までの環境整備を依頼した。

### (2) 学生への留意事項の周知

① 遠隔等授業を受けるとき（特に動画等の受信）、多くのデータ容量を消費してしまう可能性があるため、自宅等でインターネット回線などの固定回線を設置していない場合、通信端末（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）の契約条件を確認するように周知する。

（インターネットをスマートフォンのテザリングで利用する場合、通信容量が多くなる可能性がある。）

② 複数の通信事業者は、特別な通信サービスを提供している。通信事業者のウェブサイトなどを確認するように周知する。

また、このサービスは、通信事業者がオンライン授業の利用等を支援するため  
に特別に行っていること、期間限定のサービスである可能性があることを理解  
して利用するように周知する。

- ③ 遠隔授業の録画、録音は禁止する。万が一、録画、録音したものを、インターネット等に配信した場合、著作権や個人情報保護法等の点で問題になる場合がある。個人での動画・録音の所有の場合もトラブルになる場合があるので、絶対に行わないよう  
に周知する。ただし、教員から許可があった場合は、この限りではない。
- ④ 遠隔授業において、代返やその他不正な方法で、受講した場合、単位が無効とな  
る場合があることを周知する。
- ⑤ 授業へのリンク(URL)／ID／パスワードを他人と共有すること、授業の様子を写真  
に撮り、それをSNSなどで共有すること、授業で配布された資料等を担当教員の許  
可なく再配布することは禁止であることを周知する。

### (3) 通信環境が整わない学生への配慮

PCやインターネット環境の整備ができない学生に関しては、情報処理室やLL教室の  
利用が可能である。

## 7. その他

学生に対して、「宮崎県立看護大学遠隔授業に関するガイドライン(学生版)」を定め  
ているため、遠隔授業を実施する前には、教員も一読しておくこと。

<参考法令>

○大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

第 25 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 略

○平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）（以下、「メディア授業告示」）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修せらるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの